

2020 年 賃金確定闘争 例月給特集号



経済支部ニュース第 5 号
2021 年 1 月 14 日発行
発行責任者 野地喜徳
編集責任者 大嶋英行
都庁職経済支部
TEL 03-5320-7411
〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1

2020年賃金確定闘争(例月給関連) 始業時1時間ストライキは中止

東京都人事委員会は、12 月 18 日、都議会議長および都知事に対して、2020 年の『職員の給与に関する報告（意見）』と『人事制度及び勤務環境等に関する報告（意見）』を行いました。その内容は、例月給の民間企業と都職員との公民較差は、職員の給与が民間従業員の給与を上回り、その額は 195 円、率にすると 0.05%となりました。この較差は小さく、公民の給与はおおむね均衡している状況であり、較差を給料表や手当に配分することが困難であるとして、給料表や諸手当による例月給の改定は行わないというものでした。

都労連は、12 月 21 日に団体交渉を行い、賃金引上げをはじめすでに提出している都労連諸要求について、誠意ある回答を 1 月 14 日までにすることを要求しました。

都労連は、新型コロナウイルス感染症が拡大し、緊急事態宣言が発出された 1 月 8 日以降も、リモートなどによる交渉を断続的に行い、都労連要求の実現を都側に迫ってきました。

回答指定日の 1 月 14 日 14 時 05 分から、都労連西川委員長と副知事の最終折衝が行われました。これを受けて都労連単組代表者会議で妥結を確認し、17 時 06 分ストライキ中止が決まりました。都庁職でも 18 時 54 分拡大闘争委員会で都労連の妥結内容について確認されました。

確定闘争の主な妥結内容

1. 人事委員会勧告事項

[例月給の取扱い]

○例月給について、人事委員会報告どおり改定を見送り

2. 退職手当制度の見直し【都労連要求】

○退職手当について、基本額の算定に係る特例を導入

○対象：年度末年齢が 56 歳以降の在職期間中に希望降任等の理由で給料月額が減額され、かつ、当該減額前の給料月額のうち最も多いもの（ピーク時給料月額）が退職の日における給料月額よりも多い職員

○算定方法：次に掲げる額の合計額

・ピーク時給料月額に、ピーク時までの勤続期間に対応する支給率を乗じて得た額

・退職の日における給料月額に、退職の日までの勤続期間に対応する支給率からピーク時までの勤続期間に対応する支給率を控除した割合を乗じて得た額

○実施時期：令和 3 年 3 月 31 日以降の退職者に適用

3. 勤務時間制度の見直し

○出先事業所における勤務時間制度について見直し

・「本庁職場のうち、時差勤務を導入している職場の全職員」を対象としている正規の勤務時間の割振り（午前 7 時始業から午前 11 時始業までの時間帯（9 本））及び休憩時間（午前 11 時 30 分から午後 0 時 30 分まで、正午から午後 1 時まで、午後 0 時 30 分から午後 1 時 30 分まで及び午後 1 時から午後 2 時までの時間帯（4 本））について、出先事業所に対象を拡大

・「本庁職場のうち、時差勤務を導入している職場の全職員」を対象としているフレックスタイム制について、出先事業所を含む「時差勤務を導入している職場の全職員」を対象を拡大

・なお、正規の勤務時間の割振り等については、公務の運営に支障がない範囲で所属長が割り振る

○実施時期：令和 3 年 4 月 1 日

4. 夏季休暇の取得期間の拡大【都労連要求】

○夏季休暇の取得期間について拡大

・「7月1日から9月30日まで」→「5月1日から11月30日まで」

・令和3年7月1日から令和3年9月30日までの間に取得可能である職員に適用

○実施時期：令和3年度に限る

5. 会計年度任用職員の母子保健健診休暇等の見直し【都労連要求】

○母子保健健診休暇及び妊婦通勤時間の報酬の取扱いについて見直し

・「無給」→「有給」

○実施時期：令和3年4月1日

6. 会計年度任用職員の妊産婦休養の見直し【都労連要求】

○妊産婦休養の報酬の取扱いについて見直し

・「無給」→「有給」

・医師等の指導により勤務時間短縮の必要があるとされた場合の妊産婦休養については、他の規定により勤務しないことを承認している時間との合計が1日に4時間を超えないものに限る

○実施時期：令和3年4月1日

7. 会計年度任用職員（アシスタント職）の報酬区分の新設【都労連要求】

○常勤職員が育児休業等により欠員となった場合に対応するため、会計年度任用職員（アシスタント職）の新たな報酬区分の設定について、本年度各局等に周知

8. 「ハラスメント防止連絡会議」の新設【都労連要求】

○セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント及びパワー・ハラスメントについて、来年度「ハラスメント防止連絡会議」を新設

9. ハラスメント関連【都労連要求】

○セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント及びパワー・ハラスメントについて、来年度職員アンケートを実施

10. 「東京都職員ライフ・ワーク・バランス推進プラン」関連【都労連要求】

○「東京都職員ライブ・ワーク・バランス推進プラン」の改訂について、本年度労使での意見交換を実施

11. 夏季一時金交渉の取扱い

○令和3年度の夏季一時金交渉については、小委員会交渉で実施

会計年度任用職員の妊産婦休養の見直しについて

○ 改正概要

概 要	現 行	改正案
① 妊娠中の職員で、医師等の指導により休養等の必要があるとされた場合に認められる職免	無 給	有 給
② 妊娠中及び出産後1年を経過していない職員で、医師等の指導により勤務時間短縮の必要があるとされた場合に認められる職免（※）		

※ 他の規定により勤務しないことを承認している時間との合計が一日に4時間を超えない場合で、その範囲内で承認されたものに限る。

○ 実施時期

令和3年4月1日